

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年6月5日(2008.6.5)

【公表番号】特表2007-535539(P2007-535539A)

【公表日】平成19年12月6日(2007.12.6)

【年通号数】公開・登録公報2007-047

【出願番号】特願2007-510849(P2007-510849)

【国際特許分類】

A 6 1 K	9/00	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 P	27/06	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	9/00	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 P	27/02	
A 6 1 P	27/06	
A 6 1 P	43/00	1 1 1

【手続補正書】

【提出日】平成20年4月18日(2008.4.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポリ(ラクチド-コ-グリコリド)コポリマーを含んでなる生分解性ポリマーマトリックスと、-アドレナリン受容体拮抗薬とを含み、1mmより大きい寸法を有する眼内インプラントの形状であり、インプラントが配置されている眼の眼圧を下げるのに有効な期間、前記インプラントから眼へ-アドレナリン受容体拮抗薬を放出し、前記期間がインプラントを眼に配置してから少なくとも約1週間である、生分解性薬剤送達インプラント。

【請求項2】

前記-アドレナリン受容体拮抗薬が、チモロール、ベタキソール、レボブノロール、カルテオロール、メチプラノロール、これらの誘導体およびこれらの混合物からなる群から選択される請求項1に記載のインプラント。

【請求項3】

前記アドレナリン受容体拮抗薬が、-非選択的アドレナリン拮抗薬である請求項1に記載のインプラント。

【請求項4】

前記-アドレナリン受容体拮抗薬が、チモロール、その塩およびそれらの混合物からなる群から選択される請求項1に記載のインプラント。

【請求項5】

前記-アドレナリン受容体拮抗薬が、マレイン酸チモロールである請求項1に記載のインプラント。

【請求項6】

前記-アドレナリン受容体拮抗薬が、生分解性ポリマーマトリックス内に分散されて

いる請求項1に記載のインプラント。

【請求項7】

前記 - アドレナリン受容体拮抗薬が、インプラントの約50wt %までの量で供給される請求項1に記載のインプラント。

【請求項8】

前記 - アドレナリン受容体拮抗薬が、マレイン酸チモロールであり、インプラントの約26wt %までの量で供給される請求項1に記載のインプラント。

【請求項9】

フィラメントの形状である請求項1～8のいずれかに記載のインプラント。

【請求項10】

前記インプラントが、眼の前眼房に配置されるように構成されている請求項1～9のいずれかに記載のインプラント。

【請求項11】

前記インプラントが、眼の後部に配置されるように構成されている請求項1～9のいずれかに記載のインプラント。

【請求項12】

請求項1～11のいずれかに記載のインプラントである、患者の眼の眼圧を下げるための医薬品であって、前記医薬品を患者の眼の中に配置することによって、治療有効量の - アドレナリン受容体拮抗薬を、少なくとも約1週間、患者に供給する医薬品。

【請求項13】

請求項1～11のいずれかに記載のインプラントである、緑内障を治療するための医薬品であって、前記医薬品を患者の眼部領域に配置することによって、治療有効量の - アドレナリン受容体拮抗薬を患者の眼に少なくとも約1週間供給し、それによって緑内障を治療する医薬品。

【請求項14】

請求項1～11のいずれかに記載の生分解性眼内インプラントを製造する方法であって、 - アドレナリン受容体拮抗薬とポリ(ラクチド-コ-グリコリド)コポリマーを含んでなる生分解性ポリマー成分との混合物を押出して、眼内インプラントを形成する工程を含んでなる方法。